

さつま町議会DX推進事業業務委託 企画提案仕様書

1 業務の目的

本業務は、議会運営におけるデジタルトランスフォーメーションを推進し、大型表示装置、遠隔会議システム、音声認識による文字起こし機能、電子採決システム等を導入するとともに、議員の登退庁システム及び音響・映像設備の整備を行うことにより、議会運営の効率化及び正確性の確保を図り、議会情報の公開促進を通じて、開かれた議会の実現を目的とする。

2 業務の内容

「5 導入体制」、「6 適用範囲等」、「7 調達要件等の概要」、「8 システムの仕様」、「9 設置及び調整等」、「10 発展的要件」、「11 提出書類要件」、「12 その他の事項」のとおり

3 履行期間

契約締結後から令和8年2月28日まで

ただし、定例会（令和7年12月、令和8年3月）開催に支障が出ないように調整すること。

4 履行場所

さつま町 宮之城屋地 地内

（さつま町役場 本庁3階 議場、第1委員会室、第2委員会室）

5 導入体制

- （1）本業務全体を管理可能な者が責任者となり、本業務を履行するに足る能力と経験のある技術者で管理体制を構築すること。また、完了までの工程表を提出すること。
- （2）本業務については、システムの信頼性が最も重要視され、システムの障害発生時には迅速な復旧対応が可能になる機能と体制を考慮したものにする。

6 適用範囲等

本仕様書は、本業務の基本的な業務内容について示すものであるが、この仕様書に記載のない事項であっても、業務の性質上、当然実施しなければならないもの、また、本業務を遂行するために必要な事項は、全て受託者側が考慮のうえ提案し実施しなければならない。また、受託者の都合により、業務遂行上追加すべき点や変更すべき点があれば本町に報告し、了解を得ること。ただし、費用については受託者の負担とする。なお、受託者は次の事項に留意して本業務を履行するものとする。

- （1）本業務に伴い知り得た内容は、他に洩らさないこと。
- （2）定められた期間内に本業務を完了するため、作業の円滑化に努めること。
- （3）本業務の実施に当たり、契約図書及び本町の指示等に従い、本業務の意図や目的を十分理解した上で設置施工を行うこと。

- (4) 本業務の履行に際しては、安全確保、災害・公害防止、盗難防止等業務の管理に万全を期すとともに、データの漏洩、滅失等に十分留意し、業務の信頼性と安全性の確保に努めること。
- (5) 引渡しを要さない発生材や不要となる機器等は、関係法令に従い受託者の責任において処分すること。
- (6) 本業務の履行に伴い発生する成果物は、全て本町に帰属すること。
- (7) 本仕様書に記載のない事項については、本町の指示に従うこと。
- (8) 本仕様書における要件は、最低限のものであり、これ以外でも創意を凝らした提案があり、かつ本町の導入目的に有効なものがあれば積極的に提案すること。
- (9) 本仕様書に対して疑義が生じた場合は、本町と協議の上決定すること。

7 調達要件等の概要

- (1) 本業務の主たる機器の構成やシステム要件は「8 システムの仕様」に示すとおりであるが、本要件に記載がなくても、システム構築に必要な機器及びソフトウェアがあれば追加して提案すること。また、「8 システムの仕様」に示す仕様に対応できない場合で代替要件（代替提案）がある場合は、代替要件を提案すること。
- (2) 機器等については安全性、信頼性を確保し、参加表明書提出時点で製品化されていること。
- (3) 納入等のスケジュールについては工程表を提出し、議会事務局担当者と事前に協議するとともに、その指示に従うこと。
- (4) 本業務は議会運営に支障をきたさないよう配慮して行うこと。
- (5) 調達に係る機器は、指定する場所に搬入し、設置及び調整の後に取扱説明を行うこと、なお、その諸費用は本業務に含むものとする。

8 システムの仕様

8-1 基本機能

- (1) 本会議や委員会等を円滑に運営するために発言者以外の者が明瞭に発言を聞き取ることができるように発言者の音声を適正に拡声する機能
- (2) 本会議や委員会等の会議録作成のために必要となる音声を長時間にわたり高品質で録音する機能
- (3) 議場及び各委員会室で行われる会議について、インターネット配信、館内共聴設備視聴等をするために必要となる議会映像を高画質で撮影する機能
- (4) 本会議映像にテロップを表示する機能
- (5) 議会運営を確認するために必要となる議会映像等を録画する機能
- (6) 現在時刻、発言残時間、出席議員数、持込タブレットやPC端末の資料映像、採決賛否の状況等を議場内モニターに表示する機能
- (7) インターネットへライブ配信する機能、及び編集し録画配信する機能
- (8) 傍聴席に設置するディスプレイに配信映像及び字幕テロップを合成し表示する機能
- (9) 議場、第1委員会室、第2委員会室の映像音声を任意に選択し、インターネットに配信する機能

- (10) タッチパネルで登退庁操作し、登退庁状況を別途ディスプレイに表示する機能
- (11) 操作席に設置するタッチパネルの操作で議会運営にかかわるすべての機器の制御が可能である機能
- (12) 休憩映像（動画、静止画）を配信する機能
- (13) 会議の開始等を周知する機能

8-2 議場の基本機能

(1) 概要

- ① 本設備は、議会運営に必要な音響映像機器の一元管理を行い、簡単に操作できるとともに運営の省力化を実現できるシステムを構築すること。
- ② 議会運営に関わる全ての操作をタッチパネルで行うことができるものとする。
- ③ 赤外線方式の会議用マイクシステムを各席に設置し拡声を行うとともに、断線対策及びハウリングの起きにくい明瞭度の高い録音と拡声を実現すること。
- ④ 本会議場のシステムに使用する機器をタッチパネルからの制御ができ、安定稼働が可能なシステムであること。また、故障原因等が想定される要因は、検証済みのシステムであること。
- ⑤ 長期安定運用を可能とするため、制御部に使用する制御端末は、OSサポート期限等が設定されないOSを採用すること。ただし、サポート期限があるOSを採用している制御端末については、サポート期限が切れた場合に、10年間無償でOS及びシステムのバージョンアップを行うこと。また、本業務で納入したカメラ、マイクについては、システムのバージョンアップ後も制御可能であること。
- ⑥ 制御部は正・副の冗長化構成とし、正の制御部にエラー等が発生した場合には、自動的にエラー検知し、副の制御部に、これまで登録したテロップや名簿等をコピーし、従来と同様の使用状態で10分以内に起動可能であること。
- ⑦ 制御部には停電時に備え無停電電源装置を設置すること。
- ⑧ 電子採決機能を有し、採決結果の表示は無記名投票及び記名投票に対応できること。記名投票の結果は議員ごとに賛成・反対を表示し、それぞれの合計数を表示できること。採決操作はタッチパネルで操作可能であり、採決結果は議場内ディスプレイ及びオンエア映像に表示可能であること。

(2) 操作

- ① 場内のシステム操作は、議場内の操作席で行えること。
- ② 操作に必要な機器は、操作席に設置すること。
- ③ マイク、カメラ、テロップが連動し、同時に切り替えができ、タッチパネルを使用し、視覚的に分かりやすく、簡単なワンマンオペレーションによる操作で議会運営が可能であること。
- ④ ハイビジョンカメラの撮影映像の表示、カメラのレンズの方向などの調整やカメラの切り替え、テロップの表示操作、マイクの切り替えや音量調節、採決操作も一つのタッチパネ

ルの画面上で全て表示及び操作ができること。また、録音・録画、質問残時間の管理、出席議員数の表示等の操作についても同様とすること。

- ⑤ タッチパネル画面の表示は、実際の議場の座席レイアウトに沿って作成すること。また、レイアウトについては複数のパターン設定が可能で、開会中でもレイアウト変更等についても職員が簡単に対応可能であること。
- ⑥ 操作及び表示画面の構成や機能、項目、配置、デザイン、配色等に関しては、全て本町の意向に沿って作成すること。

(3) 撮影・録画・テロップ表示・場内ディスプレイ・配信

- ① 議場で撮影した映像や音声及び映像に表示したテロップを合成し、議会映像の生中継映像等を安定的にインターネット配信設備及び館内共聴設備に適切な信号を出力できること。
- ② 発言者及び議場内撮影用に旋回型のハイビジョンカメラを3台以上設置すること。設置場所については、議場内の前方の角部壁面（執行部席の左右後方上部）と後方の中心部（議員席の中央後方上部）に各1台とする。また、後方に設置するカメラは天井面から議長席を適切な角度で撮影できるようにできる限り下方に設置可能であること。設置するカメラのズーム機能は光学20倍、デジタル20倍以上とし、広角側撮影角度は70度以上であり、立席採決時にも1台のカメラで議員全員が撮影可能であること。
- ③ 事前にカメラごとに撮影する対象者を設定することができ、また、事前に発言者ごとに最適なレンズの角度、方向、大きさなどを設定することができるものとする。また、開会中であってもタッチパネルよりカメラの調整が可能で、調整後の登録も可能であること。
- ④ 撮影した映像には、事前に登録した発言者の役職名や氏名などのテロップを、カメラやマイクと連動し自動的に表示することができるものとする。また、テロップはJIS第1、第2水準及び外字にも対応しており、議員名称等が正確に表示可能であること。
- ⑤ 演壇席や質問席など、不特定多数の者が発言する席については、会議中に必要に応じて随時、職員が一人で容易に必要なテロップを表示することができる機能を持つものとする。テロップについては、改選等による議員名、役職名等の変更や人事異動後の職員名、役職名等の変更等を職員が随時、開会中においても容易に変更できるものとする。
- ⑥ 議長席後方に75型ディスプレイを、執行部席後方にも65型ディスプレイを壁面に設置すること。表示内容は、配信映像、発言残時間、現在時刻、出席議員数、資料映像、採決状況が表示でき、必要な情報を4分割まで表示可能であること。表示レイアウト数については議会事務局担当者と協議し、必要数作成可能であること。また、表示レイアウトについては、開会中でも職員が容易にタッチパネルから変更できるものとする。
- ⑦ 傍聴席には43型ディスプレイを水平角度が調整可能な金具で壁面に設置すること。表示内容は配信映像と字幕テロップを合成したものを表示可能であること。レイアウトについては議会事務局担当者と協議し承認を得るものとする。
- ⑧ 操作席には20インチ以上のタッチパネルを設置すること。20インチタッチパネル内には3台のカメラの映像、オンエア映像、資料映像が表示でき、直接タッチパネル内のカメラ映像を触ることでカメラの操作ができるものとする。

- ⑨ 場内ディスプレイに表示される発言残時間制限時間終了前の任意の時間で背景色の色を変化させる、秒表示、効果音など発言者へ知らせることができるものとする。
 - ⑩ 撮影映像等をデジタルフルハイビジョンで録画することができるハードディスク内蔵ブルーレイレコーダなどの機器を設置し、録画の開始や停止等についても操作席のタッチパネルで職員が容易に操作できるものとする。
 - ⑪ 操作席にはPC端末やタブレット端末等が接続可能な外部入力パネルを設けること。また、入力された映像は議場内のディスプレイにタッチパネルからの選択で表示可能であること。
 - ⑫ 議場の映像音声はインターネット配信に適したデータにエンコード及び録画でき、エンコードされた信号はライブ配信、録画されたデータは編集し、後日録画配信が可能であること。
 - ⑬ 支給するオンプロミス方式の識字化システム（AmiVoice ScribeAssist）で議場の音声信号をリアルタイムで字幕化した映像は、傍聴席に設置するディスプレイで表示可能である。また、定例会で使用される専門用語や固有名詞、禁止文字が単語登録できるものとする。識字化システムを別途納入する場合には、アドバンスドメディア社のアミボイススクライブアシストと同等以上の応答速度と精度を有するものとする。
 - ⑭ 議場の映像音声はOFDM変調器にて役場庁舎内の地上波デジタル信号が視聴可能なテレビでライブ配信が可能であること。
- (4) 音響・録音
- ① 議場にマイクやスピーカーなどの必要な音響設備を設置すること。なお、マイクはスピーカー及びイヤホンジャックを備えたもので国内メーカー製とし、方式は赤外線方式、形状は卓上据置型とすること。
 - ② 音響設備は、高品質な音質を確保し、またハウリングの発生を抑制するなど発言の明瞭な聞き取り、高品質の録音を確実に行うことができるものとする。
 - ③ マイクシステムに関しては、ON/OFF操作等の外部制御を行う際の仕様内容が開示され、メーカー及び正規代理店以外の会社であっても、仕様内容を開示し、タッチパネル方式によるマイク制御可能な機種を選定すること。また、システムの障害発生時には迅速な復旧対応が可能となる機能と体制を考慮したものにする。さらに、メンテナンス性を考慮して国内メーカー製とし、保守の容易性が確保できるものであること。
 - ④ マイクロホンは2箇所角度を調整できるグースネック部分があり、マイクロホンの向きが容易に口元に調整可能であること。
 - ⑤ カメラの切り替えなどに連動し、自動で発信者のマイクスイッチのON/OFFができるものとする。ただし議長席などのマイクを優先とするなど、一部のマイクのスイッチが常に入った状態とすることができるものとする。また、同時に発言可能なマイクユニット数は4台以上とすること。
 - ⑥ 発言時にはマイクヘッド又はマイクユニットが点灯し、視覚的にもマイクのON/OFFの状態が確認できるものであること。
 - ⑦ 議長席は1席で、議長用のマイクユニットを設置し、演壇1席、質問席1席、議員席16

席、執行部席18席、事務局長席1席にそれぞれ参加者用のマイクユニットを設置すること。なお、マイクの長さはそれぞれの発言状況を考慮し、発言を明瞭に拾うことができる適切かつ妥当な長さとし、600mm以上であること。

- ⑧ 録音については、デジタルデータとして発言等を高品質で録音するための録音機器（会議録等作成用として使用するもので、SDカード及びUSBメモリでの録音とする。）を予備録音用も含め2台以上設置すること。録音の開始、一時停止、再開及び停止については、職員が容易に操作席のタッチパネルで操作できるものとする。また、録音残時間はタッチパネル上でリアルタイムに表示し、確認できるものとする。
- ⑨ マイクの個別音量及び全体音量の調整は、操作席のタッチパネルの画面上で開会中であっても容易に調整することができるものとする。
- ⑩ 赤外線マイクとは別に、集音用のマイクを天井面に設置し、不規則発言も録音可能であること。
- ⑪ 議場拡声設備については既設設備を流用するものとする。
- ⑫ 議場のマイクは電子採決機能を有し、賛成・反対・棄権を選択できる3択以上のスイッチを備えること。

(5) その他

- ① 議場で開催する本会議等の終了後に議事の経過状況を把握し、また、会議録の作成を補助するために、タッチパネルで操作した時刻や発言者の氏名、発言場所、採決結果等をテキストデータ等で取得できるものとする。
- ② 会議の開始等を知らせるブザー音のON/OFFは、タッチパネルから操作できるものとし、会議の開始等を知らせることができるものとする。
- ③ 議場設備が実装可能な機器収納架を設置すること。
- ④ 既存設備撤去後、機器開口部についてはパネル等で補修すること。また、補修パネルの色については議会事務局担当者と協議し、承認を得るものとする。

8-3 委員会室等の機能

(1) 概要

- ① 本設備は、委員会室運営に必要な音響映像機器を設置し、簡単に操作できるとともに運営の省力化を実現できるシステムを構築すること。
- ② デジタルワイヤレスマイクを各委員会室に6本以上設置すること。
- ③ 旋回型のハイビジョンカメラを各委員会室に2台以上設置し、任意に切替操作が可能であること。
- ④ 天井埋込型スピーカーを各委員会室に2台以上設置し、ハウリングしないように音響調整を行うこと。
- ⑤ デジタルワイヤレスマイクとは別に既設集音マイクを接続し、録音可能であること。
- ⑥ マイク音声とカメラ映像をHD-SDI信号に重畳し、インターネット配信用エンコーダーへ送信可能であること。

(2) 撮影

- ① 委員会撮影用に旋回型のハイビジョンカメラを各委員会室に2台以上設置すること。設置するカメラのズーム機能は光学1.2倍以上とし、広角側撮影角度は70度以上であり、2台のカメラで全体の撮影が可能であること。
- ② 各委員会室のカメラ映像はスイッチャーで任意に切り替え可能であること。

(3) 音響・録音

- ① 各委員会室にハンド型のデジタルワイヤレスマイクを6本以上設置し、全てのマイクが充電可能な充電器も設置すること。デジタルワイヤレスマイクについては秘匿性に優れた高いセキュリティ機能を持ち、送受信は暗号化方式であること。また、国内メーカー製とすること。
- ② 録音については、デジタルデータとして発言等を高品質で録音するための録音機器（会議録等作成用として使用するもので、SDカード及びUSBメモリでの録音とする。）を設置すること。
- ③ 拡声については各委員会室に2台以上、広指向性タイプの天井埋込型スピーカーを設置すること。

(4) その他

- ① 各委員会室設備が一括で電源管理が可能な電源ユニットを設置すること。
- ② 各委員会室設備が実装可能な機器収納ワゴンを設置すること。

8-4 登退庁設備の機能

(1) 概要

- ① 本設備は、登退庁状況を容易に操作できるとともに表示可能であること。
- ② 登退庁管理は議会事務局に設置する登退庁管理端末で可能であること。

(2) 操作・表示

- ① 登退庁操作は議会事務局受付に設置する21.5型のタッチパネルで可能であること。
- ② タッチパネルで操作された登退庁状況は、別途設置する65型ディスプレイで表示可能であること。

(3) 管理・ソフトウェア・制御

- ① 登退庁管理端末では名簿管理、各部屋の使用状況登録、サイネージ静止画登録が可能であること。
- ② 長期安定運用を可能とするため、制御部に使用する制御端末は、OSサポート期限等が設定されないOSを採用すること、もしくはサポート期限があるOSを採用している制御端

末は、サポート期限が切れた場合には10年間無償でOS及びシステムのバージョンアップを行うこと。

9 設置及び調整等

(1) システム作業について

- ① 既設設備の撤去作業
- ② 新規設備の据付作業
- ③ 新規設備の通線及び端末処理作業

(2) システム調整について

- ① 新規設備の設計作業
- ② 新規設備の設定調整作業
- ③ 音響調整作業
- ④ インターネット配信、字幕テロップ端末の調整作業
- ⑤ 登退庁設備の調整作業

(3) 電源、配管、配線工事及び耐震対策

システム構築に必要となる電源工事、配管工事及び耐震対策については、町担当者と十分に協議すること。また、配線工事については、本業務で実施すること。

(4) 障害発生時の対策

停電や故障等の非常時にも、必要最小限対応することができる機器とすること。また、障害発生時には、迅速な対応にて回復すること。

(5) システム総合試験の実施

導入機器の新規設置、映像・音響機器設置工事及び既設機器の最終的な接続が終了した後には総合試験（リハーサル）を行うこと。総合試験の実施は、試験項目を作成し操作テストを行うこと。また、議会事務局と協議を行い、導入直後に行われる議会（臨時会を含む）前に実施すること。

(6) 操作研修・マニュアル

受託者は、議会システムの担当職員に対して導入システムの操作及びメンテナンス等の管理方法の教育研修を実施すること。なお、受託者は、操作研修に必要な機材や手順書、開催場所を届け出し、議会事務局と内容を協議の上、実施すること。

(7) 保守・運用支援

- ① 受託者は、保守、運用支援及び障害対応時の担当者や連絡先等を記載した業務実施体制図を作成し、本町へ提出すること。また、変更があった場合には業務実施体制図を修正し、速や

かに本町へ提出すること。

- ② 本格運用を開始する最初の本会議及び委員会においては、立ち会いを行うこと。
 - ③ 各設備の納入完了後から最低10年間、システム及び機器等の保守及び運用支援が可能であること。
 - ④ 引渡し後1年間の瑕疵担保期間については保守契約と同等の対応で、運用サポートを実施すること。
 - ⑤ システムを長期的・安定的に運用するため、運用開始後1年あたりの定期点検（各定例会前）を含む保守費用（年額）を別途見積もること。
 - ⑥ 制御システムに Windows 等の汎用OSを用いる場合、次期OS更新時に必要となる機材の更新リスト（機器、ソフトウェア、ドライバー等一式）と、経費を含む更新費用を記載した資料（任意様式）を企画提案書に添付すること。
- ※ 保守点検等に係る参考見積額⑤及び Windows 等の汎用OSを用いる場合の更新費用⑥は、本プロポーザルの提案上限額の対象ではない。

10 発展的要件（技術力、企画力、障害対応等による発展的な提案を求める項目）

本項目は、企画提案者の実績、経験、技術力、企画力等に基づく専門的見地からの積極的な提案を求めるものである。以下の項目について、事業者としての考え方、実施可能な内容、提案するシステムの優れた機能等を踏まえ、対応可能な事項や提案したい内容があれば、その内容を提案すること。

(1) システム障害トラブル等の未然防止及び発生時の対応

〈提案の例〉

- ・機器の故障やシステム障害によるトラブルを未然に防ぐ対策が講じられていること。
- ・システム障害が発生した場合でも、議事運営及び会議録作成に支障をきたさないよう、議事の進行や録音記録が可能となる代替措置や復旧手順が具体的に提示されていること。
- ・定期的な点検・監視・診断による予防保守体制が整備されていること。

(2) 議場の多目的利用を可能とする機能・拡張性

〈提案の例〉

- ・議場を議会開催時以外にも町民参加型のイベント、住民説明会、防災会議、公開講座等に利用可能とするための音響・映像・表示・操作系統の汎用性が確保されている。
- ・外部接続端子や制御装置の開放性、操作画面の簡便性、レイアウト変更への対応力等が備えられている。

(3) 議会運営のデジタルトランスフォーメーション推進に関する提案

〈提案の例〉

- ・オンライン本会議への対応について

(4) その他の発展的提案

仕様書に明記されていないが、導入により議会運営の効率化、町民への情報発信力向上、安全性の強化、管理運用コストの削減等が期待される独自の提案がある場合には、その内容を積極的に提示すること。

1 1 提出書類要件

受託者は、本業務に必要な本町が定める書類を提出すること。なお、承諾された事項を変更する際は、その都度本町の承諾を受けること。

提出書類の概略は、以下のとおりとする。

- (1) 本業務完了時の成果物は、完成図書を2部提出すること。また、指定したファイル様式で作成した電子媒体に記録したものも納入すること。
- (2) 提出図書の概要は次のとおりとする。
 - ① 施工計画書
 - ・ 業務実施体制図
 - ・ 導入スケジュール
 - ・ 導入機器仕様書
 - ・ 検査方法
 - ② 完成図書
 - ・ 操作運用取扱説明書
 - ・ 構築機器取扱説明書
 - ・ システム保証書
 - ・ 導入品仕様一覧（機器仕様書）
 - ・ 本システム系統図
 - ・ 本システム実装図
 - ・ 本システム平面配置図
 - ・ 試験成績書（機器試験書、性能試験書）
 - ・ 打ち合わせ時の議事録
 - ・ 施工写真（材料検収、施工前、施工後）
 - ③ その他、本町より指示のあったもの

1 2 その他の事項

- (1) 受託者は、システム構築を適切かつ円滑に遂行するため、職員との打ち合わせ及び協議を必要に応じて実施し、承認を受けること。
- (2) 契約締結後は、議会事務局担当者との打ち合わせを実施し、施工上必要な資料等を作成提示し、機器等の納入設置が円滑にできるようにすること。
- (3) 契約締結後は、搬入ルートや配線ルートの確保等必要な設備について、議会事務局担当者と速やかに打合せを行うこと。